

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

勝浦町は、徳島市・小松島市・阿南市の3市に隣接した人口約4,500人、高齢化率は47%と高く、古くは農業を中心とする町であったが、現在では近隣市町へ通勤する年代が多くを占め産業構造も大きく変動している。

町内の企業では、県外に本社のある企業の勝浦工場として、現在2工場が稼働しており、業種はいずれも製造業である。現在のところ町内雇用は充足しているとはいえず、人手不足や設備の老朽化が問題となっている。

また農業・サービス業・小売業などでは、高齢化による生産量の減少、人口減少による売上げの落ち込み、後継者不足といった多くの課題に直面しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような現状の中、誘致企業の設備投資や雇用に対する奨励措置等の対策を講じてはいるが、引き続き町内中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引継ぎたいと思えるような企業にしていくことは喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し中小企業者の先端技術の導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体となり今後の経済発展を目指す。これを実現するための目標として計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

これにより、勝浦町内の中小企業が抱える設備の老朽化、人手不足、また働き方改革への対応等厳しい事業環境を乗り越えられ、大企業との格差解消に繋がることが期待される。

2 先端設備等の種類

勝浦町の産業は、農業、製造業、サービス業、小売業と多岐に渡り、特に製造業は飲料・機械設備・自動車部品といった様々な生産ラインを支えているため、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備全てとする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発・自動化の推進・IT導入による業務効率化・省エネの推進・市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等多様

である。従って本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、本計画は地域雇用の創出や地域経済の発展を図る目的であることから、太陽光発電設備等に関しては、町内に労働者が常駐する事業所又は工場を有し、自らが電力を消費する目的に設置するもののみを対象とし、全量売電するための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

勝浦町の産業は、町内に点在している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

勝浦町の産業は、農業、製造業、サービス業、小売業と多岐に渡り、多様な業種が勝浦町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。